

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の取扱いについて

1. 介護職員等処遇改善加算の概要

(1) 介護職員等処遇改善加算の目的

- ・介護職員等処遇改善については、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善」という。）の趣旨に則り当法人介護保険事業所の介護職員等においても賃金等の処遇改善を図る。また、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」ことを目的として介護職員の処遇改善を図る。

(2) 加算算定額の計算

介護報酬（10割分）×加算率＝加算算定額

（加算対象介護保険事業の加算率）

施設名	事業所区分	処遇改善加算
老健はまな荘	入所・ショート	9.7%
	デイケア	11.1%

(3) 処遇改善に関する取り組み内容

①キャリアパス要件

- ・職員・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ・資質向上のための計画を作成して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ・経験、資格等に基づき定期に昇給を判定する仕組みを整備すること
- ・介護福祉士の配置要件を満たすこと

②職場環境等要件

- ・賃金改善以外の処遇改善への取り組みの実施

③令和8年度特例要件等

- ・介護ソフト、見守りカメラ、ICT機器（インカム、ビジネスチャットツール）等の導入や業務改善のための委員会の設置などの取り組みの実施

上記要件を全て満たし、加算を上回る賃金改善の計画を策定すること。

2. 対象職種・支給額

(1) ケアワーカー

・支給要件：下記のアかつイの要件を組み合わせる。

①資格要件：介護福祉士又は介護福祉士以外

②介護業務経験年数要件：10年以上 もしくは 10年未満

(他事業所での介護経験年数を含め常勤換算で算出)

ア

区分	①資格要件	②介護業務経験年数要件
ア	介護福祉士	介護業務経験 10年以上
イ	介護福祉士	介護業務経験 10年未満
ウ	介護福祉士以外	介護業務経験 10年以上
エ	介護福祉士以外	介護業務経験 10年未満

イ

(単位：円)

対象職種（上記表の区分参照）	ア	イ	ウ	エ
正職員・嘱託職員	50,000	45,000	40,000	35,000
時間給職員				
37.5時間以上	48,300	43,500	38,600	33,800
30時間以上～37.5時間未満	38,700	34,800	30,900	27,000
20時間以上～30時間未満	25,800	23,200	20,600	18,000
10時間以上～20時間未満	12,900	11,600	10,300	9,000
10時間未満	6,400	5,800	5,100	4,500

・時間給職員については、一週当たりの労働契約時間数に応じた額を支給

(2) その他の職種

ア	保健師、看護師、准看護師
イ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、支援相談員
ウ	医師、事務職員、運転手、労務員、介護助手

(単位：円)

対象職種（上記表の区分参照）	ア	イ	ウ
正職員・嘱託職員	32,300	26,300	21,000
時間給職員			
37.5時間以上	30,900	25,200	20,300
30時間以上～37.5時間未満	24,600	20,100	16,200
20時間以上～30時間未満	16,400	13,400	10,700
10時間以上～20時間未満	8,100	6,600	5,300
10時間未満	3,950	3,200	2,600

・時間給職員については、一週当たりの労働契約時間数に応じた額を支給